

国に対し「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書

2015 年 8 月 26 日

栗東市議会議長
藤田 啓仁様



請願者

団体名 草津甲賀民主商工会婦人部
代表者 部長 木下 智津子
住 所 栗東市川辺 4 2 4-2
(草津甲賀民商内)

紹介議員

大西 時
伊吹 みろ之

【請願趣旨】

私たち中小業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティ作りに貢献しています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第 56 条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）」により、必要経費として認められていません。配偶者が年 86 万円、それ以外の親族は年 50 万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。第 57 条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことのできる特例条項に過ぎません。

56 条制定時から 60 年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014 年 1 月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である 56 条存立の根拠もすでになくなっていきます。

世界の主要国では、青色・白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の 56 条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されました。全国では約 400 自治体が「働き分を認めない所得税法第 56 条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。

栗東市でも一刻も早く「56 条廃止を求める意見書」を国に提出して頂きますよう、よろしく願いいたします。

以上の趣旨から下記事項について要請いたします。

【請願項目】

1. 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を政府に提出して頂くこと。